

【パートナーに代わり、申請・受領・照会・相談ができるもの】

制度・サービス名	制度内容・利用方法	担当課・問い合わせ先
介護保険関係書類の送付先変更	介護保険の受給・納付・給付等にかかる書類の送付先を本人以外に変更できる。	長寿介護課 介護保険係 (019-672-5257)
介護保険被保険者証再交付	パートナーが被保険者証の再交付を受けたいときに、家族による代理手続と同様に申請できる。	長寿介護課 介護保険係 (019-672-5257)
要介護認定の申請	パートナーが新たに要介護認定を受けたいとき、認定の更新・区分変更が必要になったときに、家族による代理手続と同様に申請できる。	長寿介護課 介護保険係 (019-672-5257)
要介護認定申請の取り下げ	パートナーの要介護認定申請を取り下げたい時に、家族による代理手続と同様に申請できる。	長寿介護課 介護保険係 (019-672-5257)
税証明の交付	所得・課税証明書、納税証明書などの申請・受領ができる。 ※委任状が必要、同一世帯の場合は委任状不要	税務課 住民税係 (019-672-6860)
個人住民税の減免申請	要件に該当する場合は、申請により減免する。 ※納税者本人の承諾が必要	税務課 住民税係 (019-672-6860)
国民健康保険税の減免申請	要件に該当する場合は、申請により減免 ※納税者本人の承諾が必要	税務課 住民税係 (019-672-6860)
納税相談	納税に関する相談ができる。 ※納税者本人の承諾が必要	税務課 納税係 (019-672-6881)
固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧、写しの交付	固定資産課税台帳（名寄帳）の写しの申請、受領ができる。 ※委任状が必要、同一世帯の場合は委任状不要	税務課 資産税係 (019-672-5261)
固定資産税の減免申請	要件に該当する場合は、申請により減免する。 ※納税者本人の承諾が必要	税務課 資産税係 (019-672-5261)
り災証明書の申請 （火災以外の自然災害）	罹災証明書の申請、受領ができる。 ※同一世帯員以外が申請する場合は、委任状が必要	税務課 資産税係 (019-672-5261)
り災証明書（火災に起因するもの）の申請	り災証明書の申請、受領ができる。 ※り災者本人からの委任または委任状が必要	盛岡地区広域消防組合 消防本部 (019-626-7401)
母子健康手帳の交付	本人の状況を把握している配偶者等と同様に、代理申請、受領ができる。※委任状が必要	健康福祉課 母子保健係 (019-672-2111 (内線1341、1342))
住民票の交付	パートナーが同一世帯員の場合、委任状を用意せずに住民票の発行ができる。	町民課 住民係 (019-672-6862)

【パートナー（及びファミリーシップ関係にあるパートナーの子・親）を親族とみなして制度が適用されるもの】

制度・サービス名	制度内容・利用方法	担当課・問い合わせ先
町営住宅への入居	パートナーと町営住宅への入居ができる。	都市計画課 建築住宅係 (019-672-6876)
住民票の続柄の記載	パートナーが同一世帯員の場合、申出により世帯主との続柄を「縁故者」とする。	町民課 住民係 (019-672-6862)
軽自動車税（種別割）の減免申請	必要な要件を満たしている場合、申請により減免する。※納税者本人の承諾が必要	税務課 住民税係 (019-672-6860)
紫波町U・Iターン移住支援金	必要な要件を満たしている場合、同居するパートナーと世帯向けの申請を行うことができる。	企画課 総合政策係 (019-672-6884)
子育て応援給付金	対象児童を養育する者が申請できる。	健康福祉課 母子保健係 019-672-2111 (内線1341、1342)
紫波町高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金	パートナー関係にある申請者と障害者の関係が明確となり、円滑な申請が可能となる。	健康福祉課 福祉係 019-672-6864
救急車への同乗	パートナーが救急車で搬送される際に同乗できる。	盛岡地区広域消防組合 消防本部 (019-626-7401)

【その他】

制度・サービス名	制度内容・利用方法	担当課・問い合わせ先
パパママ教室などの各種教室	パートナーと一緒に教室に参加できる。 パートナーの子の保護者として教室に参加できる。	健康福祉課 母子健康係 (019-672-2111 (内線1341、1342))